

議第39号

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例  
京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を次のように改正する。  
本則中「左京区吉田中阿達町1番地」を「左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の  
2」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

左京区役所の位置を変更する必要があるので提案する。